

令和 8 年度

練馬区中高層マンション防災対策

助成金等申請の手引き

練馬区危機管理室防災推進課

目 次

はじめに	1
用語の定義	1
1.目的	3
2.事業の概要	3
(1) 補助の申請ができる方	3
(2) 対象要件	3
(3) 助成の内容・補助の限度額	4
(4) 無償貸与の対象となる資器材の一例	5
(5) 補助の対象となる工事費用	5
3.申請等の流れ	6
(1) 申請手続きの流れ	6
(2) 交付申請	7
(3) 申請受付期間	8
(4) 申請提出機関	8
(5) 交付決定	8
(6) 上下水道局への届け出	9
4.変更廃止等	9
5.完了の報告	10
6.助成金の請求	11
7.よくある質問	12
8.問い合わせ・担当部署	14

はじめに

本手引きは、練馬区マンション防災対策のための資器材貸与および整備費用助成金交付要綱（以下「要綱」といいます）をもとに、円滑に助成事業を執行するため、知っていただきたい事項等を記載しております。申請の際は本手引きをご参照のうえお願いします。

用語の定義

用 語	説 明
管理組合	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合
区分所有者	建物の区分所有等に関する法律第2条第2項に規定する区分所有者
区民防災組織	練馬区区民防災組織の育成に関する要綱（昭和51年3月15日練総防発第181号）第5条第1項第1号に規定する名簿に登録されている団体
非常用給水栓	マンションの敷地内に設置された貯水槽、既設の給水管等に設置し、災害時に水道水を供給する給水設備。本事業では以下の工事費用を助成します。 スタンドパイプ式の応急給水設備の増設 貯水槽に取り付けをする非常用の給水装置の蛇口 散水栓の増設
マンホールトイレ	汚水枳の上に設置するパネルまたはテン

	ト、便器、便座 排水設備のうち、便器等の汚水を既設の接続桝または排水設備まで排除するために必要な排水管および汚水桝のこと。 + をあわせてマンホールトイレといいます
東京とどまるマンション	東京都住宅局が実施する東京とどまるマンションの認証を受けたマンション 東京とどまる普及促進事業で簡易トイレや防災キャビネットなど購入費用が助成されます。 詳しくは東京とどまるマンションのホームページまでお問い合わせください。 東京とどまるマンション HP 
ねりま防災カレッジ	区立防災学習センターが実施する防災講座で本事業においては区長が指定する講座をいう。

１．目 的

災害時に、自宅の安全確認ができた場合には、自宅で生活続ける在宅避難が基本となります。配管設備の破損など、マンション特有の被害に対応するための防災対策を進めることが重要です。

中高層マンションの管理組合等を対象に、非常用給水栓やマンホールトイレを整備するための工事費の助成・資器材の無償貸与を行うことで、在宅避難を促進します。

２．事業の概要

（１）助成の申請ができる方

ア 区内の３階建て以上の分譲マンションの管理組合

イ 区内の３階建て以上の賃貸マンションの所有者

< 助成の申請ができない方 >

ア 国・地方公共団体などその他これらに準じる団体

イ 対象マンションにおいて交付決定を受ける前に、工事に着手しているものまたは既に工事が完了しているもの

（２）対象要件

以下の要件全てに該当するマンションが対象となります。

ア 区民防災組織を結成していること、または東京とどまるマンションに登録していること

上記要件を満たしていなくても対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

イ（分譲マンションの場合）マンションの集会において、決議を得ていること

ウ 災害対応マニュアルを作成していること。

エ 定期的に防災訓練を実施していること

オ 耐震性を有していること

(3) 助成の内容・限度額

本事業は給水設備を確保する手段（以下「非常用給水栓設置工事」）と排水設備を確保する手段（以下「マンホールトイレの設置工事」）を両方確保することが助成の条件です。

また、給排水それぞれに使用する資器材も併せて貸与します。

	設置工事費の助成	資器材の貸与
非常用給水栓 （飲料水の確保）	助成率 3/4 【上限 150 万円】	助成率 10/10 【上限 50 万円】
マンホールトイレ （トイレの確保）		
物置設置工事		

非常用給水栓設置工事と排水設備工事費用の 2 つを併せて上限は 150 万円です。（物置設置工事は任意ですが、助成対象に含める場合も助成率は 3 / 4 の上限は 150 万円となります）

本事業はマンションにおける在宅避難が可能となるよう、飲料水とトイレの両方を備えていただくことを目的としています。

すでにどちらかを備えている場合は、残りの部分のみの申請も可能ですので区までご相談ください。

（例：すでに 1 階に共用の散水栓があり、飲料水は確保できているため、マン

ホールトイレの部分のみ申請したい。)

(4) 無償貸与の対象となる資器材の一例

以下、在宅避難を促進するための給水設備・排水設備に係る資器材であれば無償貸与が可能です。対象となるかどうか疑義がありましたら申請までに担当者までご相談ください。

種 別	内 容
給水に係る設備	スタンドパイプ、貯水槽に取り付ける非常用の蛇口、ホースなど飲み水の確保に関連するもの。
排水に係る設備	マンホールトイレに使用する便座、パネルなど、トイレの確保に関連するもの。

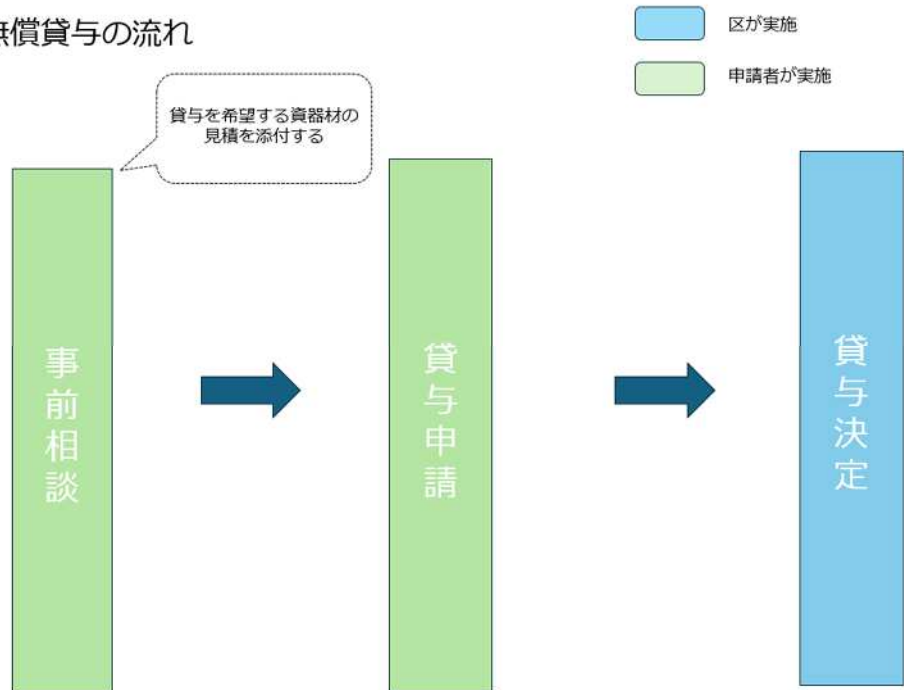
(5) 助成の対象となる工事費用

	内 容
非常用給水栓設置工事	スタンドパイプ式の応急給水設備の増設 貯槽に取り付けをする非常用の給水装置の蛇口 散水栓の増設
マンホールトイレ設置工事	敷地内のマンホールトイレと既設の下水道の本管まで接続する費用
物置設置工事	資器材を格納するための物置の設置工事 (建築関係法規に適合することが条件です)

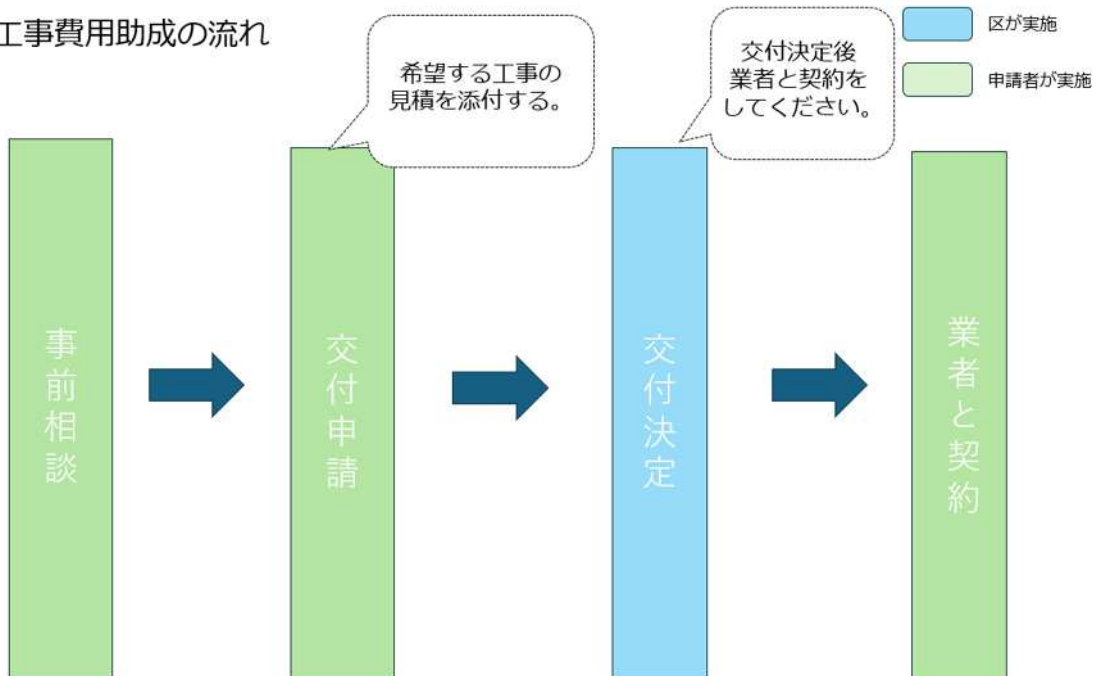
3 申請等の流れ

(1) 申請手続きの流れ

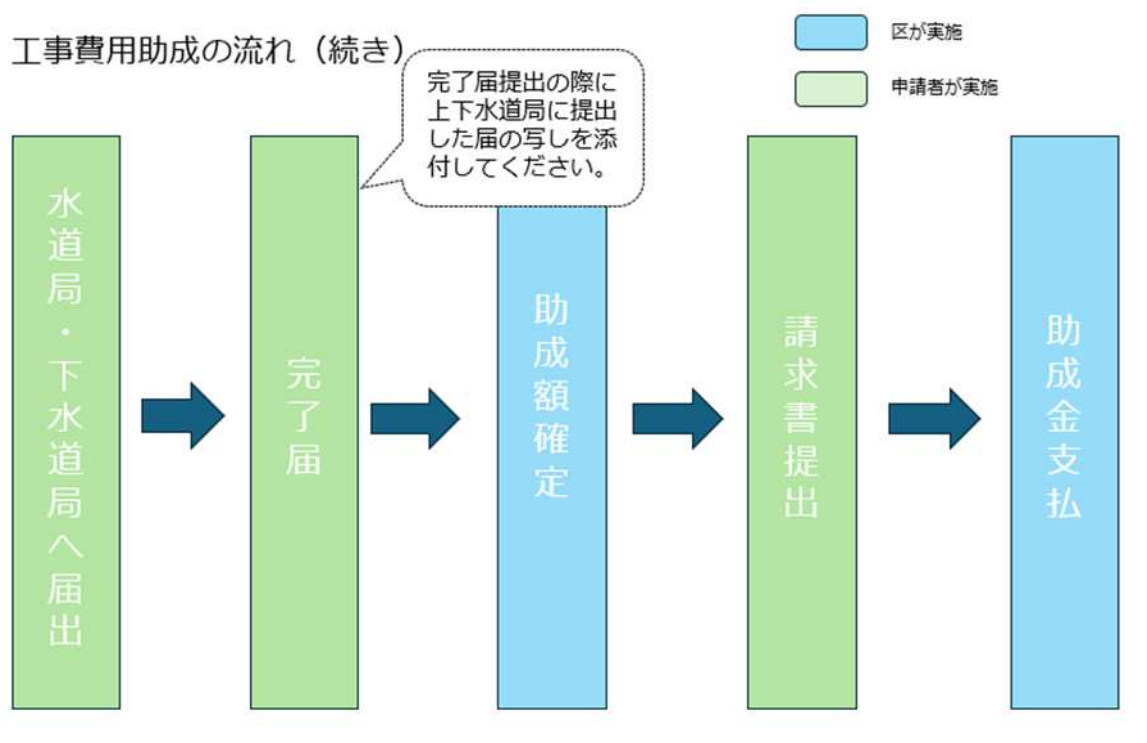
資器材無償貸与の流れ



工事費用助成の流れ



工事費用助成の流れ（続き）



（２）交付申請

本助成金の交付申請を受けようとする助成対象者は、助成金交付申請書（第１号様式）と表１に掲げる書類を提出する必要があります。

ア 助成金交付申請書（区ホームページからダウンロードできます）

イ 必要書類

【表１】

提出書類	備考
管理規約の写し	分譲マンションの場合のみ
本申請について、集会で決議したことがわかるもの（議事録の写しなど）	分譲マンションの場合のみ
賃貸マンションの所有者であることがわかる書類の写し	賃貸マンションの場合のみ

(登記など)	
マンホールトイレ設置箇所の写真等	
マンションで作成した災害対応マニュアルの写し	
防災訓練実施計画 (報告) 書または定期的に訓練をしていることを証する書類	
貸与を希望する資器材の見積	
非常用給水栓設置工事の見積書および図面等の写し	
マンホールトイレ整備工事の見積書および図面等の写し	
物置等設置工事の見積書および図面等の写し	該当・希望する場合のみ
耐震性を有していることがわかる書類の写し	(旧耐震の場合) 耐震改修証明書の写し 等

(3) 申請受付期間

申請は令和 9 年 1 月 29 日までです。

申請から工事完了まで同一年度内 (3 月末日) までに行ってください。

(4) 申請書の提出方法

郵送または区役所本庁舎 7 階危機管理室防災推進課までご持参ください。

(5) 交付決定

交付決定後、事業者との契約手続きおよび上下水道局への書類の届出を行っ

てください。

(6) 上下水道局への届出

ア 工事事業者と届け出

非常用給水栓設置工事の施工にあたっては東京都が指定する給水装置工事事業者による施工とし、マンホールトイレ整備工事については東京都が指定する排水設備工事事業者による施工としてください。

工事種別	届出の内容
非常用給水栓設置工事	受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓・直結型非常用貯水槽設置申請（届出）書等 詳細は契約予定事業者を通じて、水道局へ確認してください。
マンホールトイレ設置工事	排水設備新設（増設・改築）計画届出書 詳細は契約予定事業者を通じて、下水道局へ確認してください。

4 . 変更・廃止等

交付決定後に以下の変更・廃止をしようとする場合には指定の書類が必要です。

事 由	必要な提出書類
（申請内容を変更する場合） 練馬区中高層マンション防災対策整備費用助成金変更申請書（第4号様式）	内容の変更を証する書類（見積書等）
（申請を取り下げる場合）	

練馬区中高層マンション防災対策 資器材貸与および整備費用助成金交 付申請取下届（第 6 号様式）	
（代理受領を使用する場合） 代理受領予定届（第 8 号様式）	
（助成金を受けて整備した設備を処 分する場合） 練馬区中高層マンション防災対策 整備費用助成金財産処分承認申請書 （第 15 号様式）	
（貸与を受けた資器材を返却する場 合） 練馬区中高層マンション防災対策 資器材返却届（第 18 号様式）	

5.完了の報告

（１）提出の様式および添付書類

工事が完了をしたら「完了届（第 7 号様式）」および以下の表に定める必要書類を提出する必要があります。

【必要書類一覧】

提出書類	備 考
非常用給水栓設置工事の施工に当 たり、東京都水道局へ提出した書類 の写し	
マンホールトイレ整備工事の施工	

に当たり、東京都下水道局へ提出した申請書類の写し	
工事の契約書の写しまたはこれに準ずる書類（工事注文書、請求書等）の写し	
代理受領を利用する場合は、代理受領予定届（第 8 号様式）および工事費用の内訳が記載された明細書等の写し	
工事完了後の写真	

（ 2 ）提出期限

令和 9 年 3 月 31 日までです。

（ 3 ）提出方法

報告は郵送、窓口で受付けます。

6 . 助成金の請求

（ 1 ）請求の方法について

完了届を提出後、区が書類の審査を行います。請求書提出後、問題がなければ助成金をお支払いいたします、

提出書類	備 考
練馬区中高層マンション防災対策整備費用助成金請求書（第 10 号様式）	
（代理受領を使用する場合）	該当する場合のみ

練馬区中高層マンション防災対策 整備費用助成金代理受領請求書（第 12号様式）	
---	--

7.よくある質問

質 問	回 答
助成対象の工事はいくらかいかるのか？	マンションの規模により、異なるため一概にはお答えできません。 契約予定事業者からお見積りをいただくようお願いいたします。
応急給水栓とは何ですか？	災害時にスタンドパイプ等の給水器具を設置するために、宅内の配管を分岐して給水口を設けるものです。
すでにマンション内で給水の手段が確保されていれば、マンホールトイレだけの申請でも良いですか？ （またはマンホールトイレがすでに備えてあり、給水設備の助成を受けたい）	ご認識のとおりです、ただし既存の給水（排水）設備で在宅避難が可能かどうか、区が事例ごとに判断いたします。
うちのマンションはどの補助が使えるのですか？	個別にご相談を承りますので、まずはご相談ください。
東京とどまるマンションに登録するにはどのようにすれば良いですか？	耐震性を有していることを条件にハード面とソフト面の登録要件があります。

	○ 非常用電源に関する登録基準（ハード対策） ○ 防災活動に関する登録基準（ソフト対策） 詳しくは、東京都住宅局へお問い合わせください。 東京とどまるマンション HP 
東京都指定給水装置工事事業者および東京都指定排水設備工事事業者かどうかはどのようにすればわかるのか？	東京都水道局および下水道局のホームページをご確認ください。 東京都水道局 HP  東京都下水道局 HP 
貸与される資器材は予算の範囲内であれば複数でも良いのか？	原則 1 基としていますが、区にご相談ください。
物置設置はどのくらいの大きさまで置いて良いのか？	建築関係法規に適合していれば特に大きさの制限はありません。 ただし確認申請を伴う場合は、申請手続きに時間を要する場合がありますのでご注意ください。
貸与決定を受けた資器材を別のものに変更したいのですが。	貸与の決定をした資器材の変更はできません。 なお、助成金の金額の変更申請は

	可能です。
防災訓練はどのような内容を実施すれば良いのか？	特に指定はありませんが、安否確認訓練や初期消火訓練などを想定しています。
災害対応マニュアルにはどのような記載をすれば良いのか？	特に必須の記載事項は求めているませんが、安否確認の方法や初期消火の対応などを記載していただくことを想定しています。
区民防災組織の登録方法を知りたい。	組織を設立したときは、練馬区区民防災組織の育成に関する要綱に基づき、練馬区区民防災組織名簿登録申請書（第1号様式）に、会則、役員名簿、組織図等を添付して申請してください。 同じく区役所本庁舎7階にて手続きが可能です。
水道管（排水管）の耐震化状況を知りたい。	区では把握していないため、東京都水道局、下水道局へお問い合わせください。

8.問い合わせ・担当部署

ご不明な点は以下の担当者までお問い合わせください。

担当

練馬区危機管理室防災推進課防災事業推進係

（電 話）03-5984-1686

（メール）KIKIKANRI03@city.nerima.tokyo.jp